

○専修大学学則

昭和24年4月1日
制定

目次

- 第1章 本大学の目的及び使命並びに点検及び評価（第1条—第1条の3）
- 第2章 学部及び学科の設置及び目的等並びに大学院及び専門職大学院の設置（第2条—第3条）
- 第3章 教育課程及び単位（第4条—第7条）
- 第4章 修業年限及び在学年限、学年、学期、授業の期間及び時間並びに休業日（第8条—第13条）
- 第5章 教職、司書、司書教諭、学校司書及び学芸員（第14条—第16条）
- 第6章 試験、成績評価、学位の授与等（第17条—第18条）
- 第7章 入学、編入学及び学士入学、留学、休学及び復学、退学及び再入学並びに除籍及び復籍（第19条—第33条の2）
- 第8章 入学検定料並びに入学金及び授業料その他の学費（第34条—第38条）
- 第9章 奨学生（第39条）
- 第10章 学長、教授その他の職員（第40条—第43条）
- 第11章 学部長、教授会及び全学教員会議（第44条—第51条）
- 第12章 収容定員（第52条）
- 第13章 図書館、研究所その他の諸機関（第53条—第56条）
- 第14章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生（第57条—第63条）
- 第15章 学生寮及びセミナーハウス（第64条・第65条）
- 第16章 賞罰（第66条—第69条）
- 第17章 学則の変更（第70条）

附則

第1章 本大学の目的及び使命並びに点検及び評価

（本大学の目的）

第1条 本大学は、社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げることを目的とする。

(知の発信)

第1条の2 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする。

(自己点検及び評価)

第1条の3 本大学は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本大学は、第1項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内において学長が必要と認める期間ごとに、定期的に、認証評価機関による評価を受けるものとする。

第2章 学部及び学科の設置及び目的等並びに大学院及び専門職大学院の設置

(学部及び学科の設置及び組織)

第2条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

経済学部 現代経済学科 生活環境経済学科 国際経済学科

法学部 法律学科 政治学科

経営学部 経営学科 ビジネスデザイン学科

商学部 マーケティング学科 会計学科

文学部 日本文学文化学科 英語英米文学科 哲学科 歴史学科 環境地理学科 ジャーナリズム学科

ネットワーク情報学部 ネットワーク情報学科

人間科学部 心理学科 社会学科

国際コミュニケーション学部 日本語学科 異文化コミュニケーション学科

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第2条の2 本大学の21世紀ビジョンである社会知性 (Socio—Intelligence) の開発の具体的な推進に向けた本大学の学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学部は、経済的、社会的及び歴史的な諸事象を考察の対象とする専門的諸科学の研究成果を体系的に教授することにより、深い洞察力と高い批判力を備えた専門的教養を有する社会人及び職業人を養成することを目

的とする。

なお、経済学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、経済学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 経済学部現代経済学科は、経済の構造変化に伴う経済理論の新たな展開を視野に入れ、経済学の視点を積み上げながら、経済社会を分析することを基本として、経済理論、歴史及び政策からなる経済学の全領域にわたる総合的で体系的な学びを通じて、経済政策・企業産業・金融・経済理論等を中心とする専門的知見と分析能力を発揮して社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

イ 経済学部生活環境経済学科は、グローバル化や人口動態の変化等に伴う経済社会の変動によってもたらされる地域・都市、自然環境、福祉システム、職場・雇用環境等々、人々を取り巻く生活環境の変容を把握することを基本とし、経済理論、歴史及び政策からなる経済学の全領域にわたる総合的で体系的な学びを通じて、経済社会の変動が生み出す生活環境の変化に感応的で「生活の質」の改善に取り組むことができる専門的な能力を身につけ、それを活用して広く社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

ウ 経済学部国際経済学科は、国際経済、国際社会及び異文化の多様な視点からの学術を教授することにより、諸外国及び日本の経済社会の特質を深く理解し、グローバルな視野をもって国際舞台において活躍することができる専門的素養を有する人材を養成することを目的とする。

(2) 法学部は、法学及び政治学の研究を通じ、その知識及び技術とそれに基づく思考方法を核としつつ、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視点から独創的発想により主体的に社会の問題解決に取り組むことができる能力を有する人材を養成することを目的とする。

なお、法学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、法学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 法学部法律学科は、法学の専門教育を通して、法律知識及びリーガルマインドを涵養することにより、広い視野から、人権感覚を持って問題に対し適切な判断をすることができる人材を養成することを目的とする。

イ 法学部政治学科は、政治学の専門教育を通して、自立した個人としての価値観を持つとともに、社会の様々な問題を主体的に発見考察し、そ

の問題の解決を図ることができる政策能力を持った人材を養成することを目的とする。

- (3) 経営学部は、経営学とそれを隣接する複数の学問領域を研究し、教育することにより、経営に関わる諸問題に対する洞察力を有し、問題を解決する手段を創造的に考察し、その解決に向けて自主的に行動することができる人材を養成することを目的とする。

なお、経営学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、経営学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 経営学部経営学科は、組織の発展に向けた戦略と管理に関わる諸問題に対する洞察力を身に付け、それらの問題を解決する方法を創造的に考察するとともに、その解決に向けて自主的に行動し、組織を導くことができる人材を養成することを目的とする。

イ 経営学部ビジネスデザイン学科は、新しい事業と商品の創造に関する専門的な知識を身に付け、その専門知識を活用して世の中に存在する様々な情報から顧客のニーズやビジネスの種を発見し、それを新規事業として立ち上げることができるような行動力を有する人材を養成することを目的とする。

- (4) 商学部は、ビジネス・インテリジェンス、すなわちビジネスに必要とされる実践的な知識、技能、倫理観及び国際的視点の教育・研究を通して、社会的事象の本質を理解し、持続可能性と多様性を尊重しつつ、真に行動を起こすことのできる人材を養成することを目的とする。

なお、商学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、商学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 商学部マーケティング学科は、市場との対話を通して社会の現実的諸問題を解決することができる人材及び組織のリーダーを養成することを目的とする。

イ 商学部会計学科は、会計学の理論と実践の修得を通して、最先端の会計専門知識及び技術を駆使して活躍することができる人材を養成することを目的とする。

- (5) 文学部は、それぞれの分野における研究を通じて、急速に進む国際化と情報化の中で、人間の営為に関する高度で体系的な専門知識と幅広い教養を身につけるとともに、いかなる権威にもとらわれない柔軟な発想と豊か

な人間性を兼ね備えた有為な人材を養成することを目的とする。

なお、文学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、文学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 文学部日本文学文化学科は、長い歴史を持つ日本の文学及び文化についての幅広い教養と深い知識を身につけ、柔軟な思考力と豊かな表現力によって、現代社会に貢献できる創造性に富んだ人材を養成することを目的とする。

イ 文学部英語英米文学科は、グローバル化の進む現代社会において、確かな英語力を有し、英語圏文化についての広い教養を身につけることによって培われた優れた国際理解力を十全に発揮することが可能な、創造性に富んだ有為な人材を養成することを目的とする。

ウ 文学部哲学科は、ものごとを分析的に捉え、粘り強く筋道立って思考する力を持つとともに、自分の考えや立場を絶対視することなく、他者や異なる文化を、他者として、異なる文化として理解することのできる柔軟な発想を備えた人材を養成することを目的とする。

エ 文学部歴史学科は、日本及び世界の各地域における過去の歴史を学ぶことを通して、人間とは何かを深く探求し、その探究を通じて現代社会を突き動かしている諸事象の真髄に迫り、世界がどこに向かって動いているのか分かりづらくなっている今を考え、さらに、未来社会を展望できる能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

オ 文学部環境地理学科は、フィールドワーク及び空間情報分析の双方に重点を置いた地理学の体系的な学習を通じて、地域や環境をめぐる現代の諸課題を的確に理解し、その解決法を探求するための分析力及び思考力を養い、地域・環境分析に携わる専門職業人、環境地理学の研究者及び教員並びに環境地理学の修得内容を広く社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

カ 文学部ジャーナリズム学科は、国際化・情報化社会において氾濫する情報の中から真実を見抜く眼を養い、実践的な知識、技術及び倫理観を身に付けた、創造性及び批判精神に富んだ人材を養成することを目的とする。

(6) ネットワーク情報学部ネットワーク情報学科は、情報学およびそれに関わる社会・人間・環境・技術・数理の包括的な教育研究を通じて、地球的

視野に基づき他者と協働し、科学的かつ創造的に問題解決できる能力を有する人材を養成することを目的とする。

- (7) 人間科学部は、実験、観察及び調査を軸として、科学的及び実証的に人間の理解を目指し、人間の心と社会に生起する様々な現象のメカニズム（因果関係）を解明する領域を総合的に学び、主体的に社会を支え活動できる人材及び高度な専門性を備えた人材を養成することを目的とする。

なお、人間科学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、人間科学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 人間科学部心理学科は、心理学の様々な領域で蓄積されてきた知識と理論（「知」）及び研究方法（「スキル」）を実習を通して修得させることにより、現代心理学の持つ批判的、分析的かつ主体的な人間行動理解に到達させることを目標とし、もって心理学実務家、心理学研究者その他の修得した心理学を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

イ 人間科学部社会学科は、人々の生活の場を主要な研究及び学問の領域とし、そこに現われてくる人間の行為や意識、社会関係や組織などの実態と現代社会の構造及び問題性を明らかにすることを目標とし、社会状況を適確に判断し、着実に活動できる人材を育成すると同時に、学問の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

- (8) 国際コミュニケーション学部は、日本語を含む諸言語についての研究、言語教育の手法やコミュニケーションの在り方そのものについての研究及び社会・思想・文化の研究を基礎としながら、より広い視野をもち、強靱な論理的思考を実践できる人材を養成することを目的とする。

なお、国際コミュニケーション学部各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、国際コミュニケーション学部の当該目的のほか、次のとおりとする。

ア 国際コミュニケーション学部日本語学科は、国際化社会の中で、言語や文化の多様性に深い理解をもちながら、日本国内における日本語の言語生活向上と課題解決に貢献できる人材や、国内外における日本語教育に貢献できる人材を養成することを目的とする。

イ 国際コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科は、国際化社会の中で、言語や文化の多様性に深い理解をもちながら、複数の言

語によるコミュニケーション能力をもって国際社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針)

第2条の3 本大学は、前条各号に掲げる人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定める。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針
- (2) 教育課程編成・実施の方針
- (3) 入学者受入れの方針

(大学院及び専門職大学院の設置)

第3条 本大学に、大学院及び専門職大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。
- 3 専門職大学院の学則は、別に定める。

第3章 教育課程及び単位

(教育課程の編成、授業科目、履修方法等)

第4条 本大学は、第2条の3第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 本大学の授業科目は、社会知性基盤科目、教養科目、外国語科目、単位互換科目及び専門科目とする。
- 3 経営学部経営学科及び商学部マーケティング学科に、スポーツ・ウェルネス・プログラム（以下「SWP」という。）を設け、その授業科目は、前項に規定する授業科目のほか、SWP科目とする。
- 4 授業科目並びにその単位数及び履修方法並びに修得すべき単位に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項及び第3項に規定する授業科目の各修得要件単位を超える単位を修得した場合は、その単位は、科目区分を特定しない自由選択修得要件単位とする。

(他の学部等の授業科目の単位を修得した場合の取扱い)

第4条の2 他の学部における授業科目の単位を修得した場合は、その単位は、科目区分を特定しない自由選択修得要件単位とする。

- 2 商学部、文学部及び人間科学部において自学部他学科の授業科目の単位を修得した場合は、その単位は、科目区分を特定しない自由選択修得要件単位とする。

3 前2項の規定による単位の修得方法に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学が必要と認める場合は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第5条の2 所定の科目を履修した者に対しては、試験その他の学修評価方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(単位の互換等)

第5条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 本大学へ入学した後に、他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

(2) 第26条の規定により、外国の大学へ留学し、履修した授業科目について修得した単位

(3) 本大学へ入学する前に、他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位及び第57条の規定により、科目等履修生として修得した単位

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

(1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修

(2) 本大学へ入学する前の前号の学修

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、学生が編入学又は学士入学をした場合を除き、60単位を超えないものとする。

(卒業要件単位等)

第5条の4 卒業要件単位については、別表第1に掲げるとおりとする。

2 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第5条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位数の計算基準)

第5条の5 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第5条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、本大学が単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第6条 本大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(授業の内容及び方法の改善のための組織的な研修等)

第7条 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究を実施するため、本大学に教育開発支援委員会を置く。
3 教育開発支援委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限及び在学年限、学年、学期、授業の期間及び時間並びに休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、第18条第6項の規定により学位を授与する場合は、この限りでない。

2 本大学の在学年限は、8年とする。
3 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により入学した者は、定められた修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
4 第2項の規定にかかわらず、第32条第1項の規定により再入学し、又は第33条の2第1項の規定により復籍した者は、定められた修業年限の2倍を超えて在学することはできない。この場合において、退学日前又は除籍日前の

在学年数は、再入学後又は復籍後の在学年数に含めないものとする。

(学年の始期及び終期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期の区分)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する期間の変更については、その都度公示する。

(授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とし、各学年の
一の学期の授業を行う期間は、15週にわたることを原則とする。

(授業時間)

第12条 授業時間は、別に定める。

(定期休業日及び臨時休業日)

第13条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 大学記念日（10月30日）

(4) 夏期 7月26日から9月18日まで

(5) 冬期 12月27日から1月7日まで

(6) 春期 2月9日から3月31日まで

2 前項の定期休業日の変更については、その都度公示する。

3 臨時休業日は、教授会の議を経て学長が定める。

第5章 教職、司書、司書教諭、学校司書及び学芸員

(教員の免許状の授与資格要件等)

第14条 教員の免許状授与の所要資格（以下この条において「所要資格」という。）を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 本大学において、所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定に基づき本大学に開講する科目の単位を修得した場合は、そ

の単位は、各学部（経営学部ビジネスデザイン学科、文学部ジャーナリズム学科及び国際コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科を除く。）の定める科目区分を特定しない自由選択修得要件単位に算入することができる。

- 4 第1項及び第3項の規定による単位の修得方法に関し必要な事項は、別に定める。

（司書及び司書教諭の資格の取得要件等）

第15条 司書又は司書教諭の資格を取得しようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める単位を修得しなければならない。

(1) 司書の資格を取得しようとする者 図書館法（昭和25年法律第118号）及び図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に定める所定の科目の単位

(2) 司書教諭の資格を取得しようとする者 前条第1項に規定する単位のほかに、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める所定の科目の単位

- 2 前項の規定に基づき本大学に開講する科目の単位を修得した場合は、その単位は、各学部（経営学部を除く。）の定める科目区分を特定しない自由選択修得要件単位に算入することができる。

- 3 前2項の規定による単位の修得方法に関し必要な事項は、別に定める。

（学校司書課程の設置等）

第15条の2 本大学に、学校図書館の職務に従事する学校司書の養成を図るため、学校司書課程を置く。

- 2 学校司書課程に開講する科目の単位を修得した場合は、その単位は、各学部（経営学部を除く。）の定める科目区分を特定しない自由選択修得要件単位に算入することができる。

- 3 前項の規定による単位の修得方法に関し必要な事項は、別に定める。

（学芸員の資格の取得要件）

第16条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所定の科目及び本大学で定める所定の科目の単位を修得しなければならない。

第6章 試験、成績評価、学位の授与等

（試験）

第17条 試験は、原則として、学期末又は学年末に行う。

2 病気その他やむを得ない事由のために前項の試験を受けることができなかつた者には、臨時に試験を行うことがある。

3 試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第17条の2 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

2 前項の場合において、成績評価の区分は、90点以上をS、85点以上90点未満をA+、80点以上85点未満をA、75点以上80点未満をB+、70点以上75点未満をB、65点以上70点未満をC+、60点以上65点未満をC、60点未満をFとする。

3 前項の成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)を算出する。この場合において、グレード・ポイントは、Sを4.0、A+を3.5、Aを3.0、B+を2.5、Bを2.0、C+を1.5、Cを1.0、Fを0.0とする。

4 第1項の規定にかかわらず、認定により授与される単位の成績評価は、認定(N)とすることができる。この場合において、グレード・ポイントは付与せず、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)の算出対象としない。

(学位の授与)

第18条 本大学は、第2条の3第1号の規定により定める方針に基づき、所定の単位を修得した者を卒業と認め、次の学位を授与する。

経済学部 現代経済学科・生活環境経済学科・国際経済学科

学士(経済学)

法学部 法律学科

学士(法学)

法学部 政治学科

学士(政治学)

経営学部 経営学科・ビジネスデザイン学科

学士(経営学)

商学部 マーケティング学科・会計学科

学士(商学)

文学部 日本文学文化学科・英語英米文学科・哲学科・歴史学科・環境地理学科

学士（文学）
文学部 ジャーナリズム学科
学士（ジャーナリズム学）
ネットワーク情報学部 ネットワーク情報学科
学士（情報学）
人間科学部 心理学科
学士（心理学）
人間科学部 社会学科
学士（社会学）
国際コミュニケーション学部 日本語学科
学士（文学）
国際コミュニケーション学部 異文化コミュニケーション学科
学士（言語文化）

- 2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、本大学の認めた者に対しては、学期末とすることができる。
- 3 前項ただし書に規定する学期末卒業の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項に規定する卒業の要件を満たした者で特別の事情により卒業を延期しようとするものは、本大学の許可を受けて、卒業を延期することができる。
- 5 前項に規定する卒業延期の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 6 本大学は、3年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得した者を卒業と認め、第1項に規定する学位を授与することができる。
- 7 前項に規定する早期卒業の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、編入学及び学士入学、留学、休学及び復学、退学及び再入学並びに除籍及び復籍

（入学の時期）

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学が認めた者については、その入学の時期を学期の始めとすることができる。この場合において、その取扱いに関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

（入学資格）

第20条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する

者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号に規定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(編入学及び学士入学)

第21条 本大学に編入学又は学士入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 編入学及び学士入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学志願者の手続)

第22条 入学志願者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて手続をしなければならない。

(入学の許可)

第23条 入学志願者は、第2条の3第3号の規定により定める方針に基づき行う選考によって入学が許可される。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書その他必要書類に学費を添えて手続をしなければならない。

(学生の保証人)

第25条 保証人は、父母又はこれに代わるべき独立の生計を営む成年者とする。

2 保証人は、提出した誓約書に記載された範囲内で、学生の在学中の責任を負うものとする。

3 保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、直ちに、その旨を届け出なければならない。

(留学)

第26条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生は、本大学の制度に基づき、外国の大学又は本大学がこれに相当すると認めた教育機関に留学することができる。

2 前項の規定による留学の期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(休学の手続)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由により4か月以上修学ができない状態になったときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、学長は、特別の事由がある場合には、引き続き休学を許可することができる。

2 休学は、通算して2学年を超えることはできない。

(休学期間の在学年限への不算入)

第29条 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学の手続)

第30条 休学した学生は、その事由がやんだときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(退学の手続)

第31条 疾病、他の大学への入学その他の事由で退学しようとする者は、その事由を記して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学の手続)

第32条 正当な事由で退学した者が再入学を希望するときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て再入学することができる。この場合において、既修授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 再入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

- (1) 指定された期限までに当該年度の履修すべき授業科目の登録を行わない者その他本大学で修学する意志がないと認められた者
- (2) 指定された期限までに授業料その他の学費を納入しない者
- (3) 在学年限を超過した者

(除籍された者の復籍についての準用規定)

第33条の2 第32条第1項の規定は、前条の規定により除籍された者が復籍を希望する場合について準用する。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料並びに入学金及び授業料その他の学費

(入学検定料並びに入学金の額及び授業料その他の学費の内訳及び額)

第34条 入学検定料並びに入学金の額及び授業料その他の学費の内訳及び額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(入学金及び授業料その他の学費の納入期限)

第35条 入学金及び授業料その他の学費は、本大学の定める期間内にそれぞれ納入しなければならない。

2 授業料その他の学費は、所定の期日に分納することを許可することができる。

(休学者の学費)

第36条 休学者の学費は、別に定める。

(既納の授業料その他の学費の不返還)

第37条 既に納入した授業料その他の学費は、返還しない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

(特別の実験、実習等の費用の徴収)

第38条 本大学は、授業として特別の実験、実習等を行う場合には、必要に応じて、第34条に定めるもののほか、当該実験、実習等の費用の全部又は一部を徴収することがある。

第9章 奨学生

(奨学生制度の設置)

第39条 本大学に、奨学生制度を置く。

2 奨学生制度に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学長、教授その他の職員

(学長、教授その他の職員)

第40条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。ただし、特に必要があると認められる場合には、これらの者のほかに、特任教員、客員教員及び外国語特任講師を置くことができる。

2 学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する。

3 学長の選任は、学校法人専修大学寄附行為の定めるところによる。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 助教の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

8 特任教員の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

9 客員教員の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

10 外国語特任講師の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

第41条から第43条まで 削除

第11章 学部長、教授会及び全学教員会議

第44条及び第45条 削除

(学部長)

第46条 各学部の長は、学部長とし、教授をもって充て、学部を主管する。

2 各学部に、必要に応じ委員長等を置くことができる。

(教授会の組織)

第47条 各学部に教授会を設け、教授及び准教授をもって組織する。ただし、学部の定めるところにより、専任の講師を加えることができる。

(教授会の招集及び議長)

第48条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

(教授会の審議等)

第49条 教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学部の教育課程その他授業に関すること。
- (2) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関すること。
- (3) 試験に関すること。
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (5) 奨学生その他学生推薦の選考に関すること。
- (6) 教授、准教授、講師、助教その他の教員の人事に係る教育研究業績等の審査に関すること。
- (7) 本大学の長期在外研究員、長期国内研究員及び中期研究員に関すること。
- (8) 学部長の推薦に関すること。
- (9) 本学則その他本大学の規程等によって教授会の議を経ることとされていること。
- (10) 教授会規程並びに制定及び改廃に関し教授会の議を経ることとされている規程等の制定及び改廃に関すること。
- (11) 自己点検・評価に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めたこと。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委任)

第50条 前3条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教員会議)

第51条 本大学専任の教員をもって、全学教員会議を設ける。

2 全学教員会議の規程は、別に定める。

第12章 収容定員

(収容定員)

第52条 学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	1 学年定員	収容定員
経済学部	現代経済学科	265	1,060
	生活環境経済学科	266	1,064
	国際経済学科	220	880
	計	751	3,004
法学部	法律学科	533	2,132
	政治学科	164	656
	計	697	2,788
経営学部	経営学科	373	1,492
	ビジネスデザイン学科	180	720
	計	553	2,212
商学部	マーケティング学科	438	1,752
	会計学科	210	840
	計	648	2,592
文学部	日本文学文化学科	122	488
	英語英米文学科	152	608
	哲学科	76	304
	歴史学科	142	568
	環境地理学科	55	220
	ジャーナリズム学科	124	496
	計	671	2,684
ネットワーク情報学部	ネットワーク情報学科	235	940
人間科学部	心理学科	77	308
	社会学科	147	588
	計	224	896
国際コミュニケーション学部	日本語学科	71	284
	異文化コミュニケーション学科	150	600
	計	221	884

総計	4,000	16,000
----	-------	--------

第13章 図書館、研究所その他の諸機関

(図書館の附置)

第53条 本大学に、図書館を附置する。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所の附置)

第54条 本大学に、次に掲げる研究所を附置する。

- (1) 社会科学研究所
- (2) 会計学研究所
- (3) 今村法律研究室
- (4) 経営研究所
- (5) 商学研究所
- (6) 人文科学研究所
- (7) 法学研究所
- (8) スポーツ研究所
- (9) 情報科学研究所
- (10) 自然科学研究所

2 前項各号に掲げる研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(社会知性開発研究センターの附置)

第54条の2 本大学に、社会知性開発研究センターを附置する。

2 社会知性開発研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(心理教育相談室の附置)

第54条の3 本大学に、心理教育相談室を附置する。

2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(情報科学センターの附置)

第54条の4 本大学に、情報科学センターを附置する。

2 情報科学センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センターの附置)

第54条の5 本大学に、国際交流センターを附置する。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学生支援機関の附置)

第55条 本大学に、学生部、体育部その他の学生支援機関を附置する。

(図書館等の長)

第56条 第53条から前条までに規定する諸機関の長は、教授のうちから任用する。ただし、情報科学センター及び国際交流センターの長については、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第14章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生の許可)

第57条 各学部の授業科目につき科目等の履修及び聴講を希望する者がいるときは、各学部の学修を妨げない限り、科目等履修生及び聴講生として許可することができる。

2 科目等の履修及び聴講は、学期又は学年ごとにこれを許可する。

(特別聴講生の許可)

第57条の2 本大学と協定した他の大学の学生が本大学の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講生として許可することができる。

(科目等履修生及び聴講生の許可認定)

第58条 科目等履修生及び聴講生として入学を許可する者は、学修するに足る学力ある者として各学部が認定した者とする。

(科目等履修生及び聴講生の入学資格)

第59条 科目等履修生及び聴講生の入学資格は、別に定める。

(科目等履修生及び聴講生の試験)

第60条 科目等履修生及び聴講生に対しては、試験を行うことがある。

(科目等履修生及び聴講生について必要な事項)

第61条 科目等履修生及び聴講生について必要な事項に関しては、本章に規定するもののほか、正規の学生の規定を準用する。ただし、第18条の規定は、準用しない。

(外国人留学生の入学の許可)

第62条 外国の国籍を有する者が大学での教育を受けることを目的として本大学への入学を志願したときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生に関する取扱規定)

第63条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生に関する取扱いは、別に定める。

第15章 学生寮及びセミナーハウス

(学生寮の設置及び目的)

第64条 本大学に学生寮を設け、自治的生活を営ませる。

2 学生寮の規則は、別に定める。

(セミナーハウスの設置及び目的)

第65条 本大学にセミナーハウスを設け、学生の教育及び厚生に資する。

2 セミナーハウスについての規程は、別に定める。

第16章 賞罰

(学生の表彰)

第66条 本大学の学生であって、学術若しくは性行が優良であるもの又は他の模範となる行為若しくは業績があったものは、教授会の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒及びその種類等)

第67条 本学則その他の本大学の諸規程に違反した者又は学生の本分にもとる行為があると認められた者は、教授会の議を経て、その軽重に従ってこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。ただし、退学処分は、次条各号に規定する者に対してでなければこれを行うことができない。

3 第1項に規定する者の行為により、破損され、又は汚損された本大学の機器、物品等がある場合には、その者にその損害を賠償させることがある。

(退学処分にする者)

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学に処する。

- (1) 性行不良であって改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等であって成業の見込みがないと認められる者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反すると認められる者

(懲戒処分の通知)

第69条 前2条の規定によって処分を行ったときは、本大学は、その旨を本人及び保証人に通知する。

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第70条 本学則の変更は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

本学則は、昭和33年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和35年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和36年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和37年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和38年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和38年5月29日から改正施行する。
本学則は、昭和39年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和40年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和41年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和42年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和43年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和47年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和51年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和51年7月29日から改正施行する。
本学則は、昭和52年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和53年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和54年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和57年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和59年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和60年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和61年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成元年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成2年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成3年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成3年11月1日から改正施行する。
本学則は、平成4年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成5年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成6年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成6年9月30日から改正施行し、平成6年4月1日から適用する。

本学則は、平成7年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成9年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成10年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成11年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成13年4月1日から改正施行する。

ただし、文学部国文学科および英米文学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

また、平成12年度までに経営学部経営学科に入学した者にも、改正後の別表Ⅱ（第5条・第16条）を適用する。

本学則は、平成14年4月1日から改正施行する。

なお、商学部一部商業学科またはネットワーク情報学部ネットワーク情報学科は、平成13年度以前に入学した者にも、改正後の別表Ⅱ（第5条・第16条）を適用する。

本学則は、平成15年4月1日から改正施行する。

ただし、第52条の規定にかかわらず、商学部一部商業学科および文学部日本語日本文学科日本語学専攻、英語英米文学科、人文学科哲学人間学専攻、人文学科歴史学専攻、人文学科環境地理学専攻、人文学科社会学専攻の収容定員は学年進行による。

本学則は、平成16年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成17年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成17年7月22日から改正施行する。

本学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

ただし、第52条の規定にかかわらず、法学部一部法律学科および政治学科の収容定員は学年進行による。

また、商学部一部商業学科および商学部二部商業学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成19年7月1日から改正施行する。

本学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

ただし、第52条の規定にかかわらず、同条の学部（経済学部国際経済学科、法学部政治学科及び文学部英語英米文学科を除く。）の収容定員は学年進行による。

また、文学部日本語日本文学科日本語学専攻、日本語日本文学科日本文学文化専攻、人文学科哲学人間学専攻、人文学科歴史学専攻、人文学科環境地理学専攻、人文学科社会学専攻及び心理学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成24年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成26年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成27年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

ただし、改正後の第52条の規定にかかわらず、同条の学部（商学部一部会計学科を除く。）の収容定員は、学年進行による。

本学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成29年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成30年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成31年4月1日から改正施行する。

ただし、改正後の第52条の規定にかかわらず、経済学部二部経済学科、法学部二部法律学科、経営学部経営学科及びビジネスデザイン学科、商学部二部マーケティング学科並びに文学部ジャーナリズム学科の収容定員は、学年進行による。

また、文学部人文・ジャーナリズム学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる

までの間、存続するものとする。

本学則は、令和2年4月1日から改正施行する。

ただし、改正後の第52条の規定にかかわらず、同条の学部及び学科（経営学部経営学科及びビジネスデザイン学科、文学部ジャーナリズム学科並びにネットワーク情報学部ネットワーク情報学科を除く。）の収容定員は、学年進行による。

また、経済学部一部経済学科、経済学部二部経済学科、法学部二部法律学科、商学部二部マーケティング学科及び文学部日本語学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和4年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

別表第1（第5条の4関係） 省略

別表第2（第14条関係） 省略

別表第3（第34条関係） 省略